

災害時に要配慮者等の避難施設として受入れることに関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害時（大規模な地震、風水害等の災害及び、台風の接近等をいう。以下同じ）において、大分市災害対策本部から避難情報が発せられた地域の災害時要配慮者が避難を余儀なくされた場合、及び帰宅困難者が生じた場合に、大分市（以下「甲」という。）が、株式会社ティーケーピー（以下「乙」という。）に対し、避難施設として乙の所有するアパホテル＜大分駅前＞への受入の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のうち、施設入所・入院に至らない程度の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及びこれらに準じる者をいう。また「帰宅困難者」とは、勤務先や外出先において災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾等)

第3条 甲は、大規模災害時において、避難施設として宿泊施設等を確保する必要があるときは、乙に対し宿泊施設等の提供を要請するものとし、乙は、可能な限り宿泊施設等の提供について協力するものとする。

2 甲は前項の規定により、要配慮者に対する宿泊施設等の提供について乙に協力を要請する場合は、家族又は介護支援者の動向を求め、次に掲げる事項を明らかにし、乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 同行する家族、介護支援者の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用期間

3 原則として、乙が提供する施設は、次のとおりとする。

宿泊施設等の利用者	提供する施設
要配慮者	居室（宿泊室、風呂、トイレ）
帰宅困難者	1階レストラン、トイレ

4 受入れ人数が限度に達した場合は、乙は甲に連絡するものとする。

(施設提供の期間)

第4条 要配慮者の受入期間については乙が受入可能となった日から概ね7日間とし、帰宅困難者の受入期間については乙が受入可能となった日から概ね3日間とする。

(費用等)

第5条 この協定に基づく宿泊施設等の提供に係る費用は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(物資の調達)

第6条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(補償の請求)

第7条 乙は、この協定に基づき提供した宿泊施設等の設備等に損害が生じたときは、損害を生じさせた者に対し補償の請求を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得る全ての個人情報に関し適切な管理を行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月2日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長 足立 信也

乙 東京都新宿区市谷八幡町8番地TK
P市ヶ谷ビル2F
株式会社 ティーケーピー
代表取締役社長 河野 貴輝